

川島桶川資源循環組合工事等請負業者指名委員会規程

令和7年5月19日

訓令第8号

(設置)

第1条 組合の施行する工事の請負等及び物品の買入れ又は賃貸借について、円滑な事務の運営を図るとともに、その適正な執行を期するため川島桶川資源循環組合工事等請負業者指名委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、管理者に内申するものとする。

(1) 工事の請負等に係る設計金額が500万円を超える次の業者の指名に関すること。

ア 工事の請負業者

イ 設計、調査及び測量の委託業者

ウ その他の業務の委託業者

(2) 物品の買入れ又は賃貸借に係る予定価格が500万円を超える業者の指名に関すること。

(3) 工事の請負等に係る入札参加停止等の措置（管理者が定めたものを除く。）に関すること。

(4) その他管理者が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、局長をもってこれに充てる。

3 委員は、管理者が任命する。

(推薦書の提出)

第4条 工事の請負等の担当課長は、指名業者の推薦について、指名業者推薦書（別記様式）を会議開催の1週間前までに委員会に提出しなけれ

ばならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長は、急を要すると認められ、委員会を開催することができないときは、各委員の合議により、委員会の会議に代えることができる。ただし、第2条第1号に掲げる事項で、請負対象額又は委託対象額が1,000万円を超えるものについては、この限りでない。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

指 名 業 者 推 薦 書

年 月 日

川島桶川資源循環組合工事等請負業者指名委員会 委員長

課長 (印)

件 名									
場 所							設 計 額	円	
工 期	契 約 締 結 日 ~ 年 月 日						事 業 規 模		
概 要									
	業者番号	種 別	商号又は名称	代表者名	特定建設 業の許可	等級	① 業者の 所在地	② 過去の 実績	推薦する理由
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※①欄は業者所在地が桶川市又は川島町の場合は◎、県内は○を記入

②欄は実績がある場合は○を記入